

今年度も湖岸緑地松原～矢倉川河口部スロープ付近一帯の 利用制限を行います。

彦根市松原町地先の湖岸緑地松原～矢倉川河口部付近一帯については、これまで、一部の利用者による、近隣住民や他の利用者の危険・迷惑となる行為（早朝からの騒音、バーベキュー、ゴミの放置、路上駐車等）が多発し、県や市ではこれらの改善に向けての対応を求められていました。

スロープ利用者が水上オートバイとともに湖岸緑地松原に入り、バーベキュー等をしている状況が確認されたため、平成30年度から、来訪者の総量規制を目的として、夏季の間（8月～9月）はスロープの出入口の閉鎖を実施しているところです。なお、昨年度は、ゴールデンウィークからレジャー利用者の増加が見込まれたことから、4月28日から閉鎖を行いました。

スロープの出入口の閉鎖は、危険・迷惑行為の減少に大きな効果が見られることから、今年度におきましては、人出の増加が見込まれる他、地元自治体からの要望も踏まえ、下記のとおり閉鎖することとしましたので、お知らせします。

1 スロープ部分閉鎖の概要

- (1) 閉鎖期間 令和4年4月29日（金）～ 令和4年10月31日（月）
- (2) 場 所 矢倉川河口部スロープ付近（出入口）
- (3) 対 象 車両の乗り入れのみの閉鎖

2 位置図（別紙のとおり）

3 関係団体

滋賀県：琵琶湖保全再生課、都市計画課、都市公園指定管理者、
流域政策局、湖東土木事務所

彦根市：観光交流課、生活環境課、交通対策課、
松原町自治会

湖岸緑地松原～矢倉川河口部 スロープ付近一帯地図

